

解 題

一、はじめに

小平市史料集第二十九集は『村入用』として、市内五カ村の村入用帳を一冊にまとめました。村入用帳は、「近世において村の一年間の諸経費を記載した帳面。村入用とは、村を維持運営し、村民が共同組織としての村を通じて生活・生産する際に必要な諸経費で、年貢以外の負担をいう。その諸経費の書上を村入用帳といい、村民全体が村に徴収する帳面を村入用小割帳といたす。」（『国史大辞典』吉川弘文館）とされています。小平市内に現存する村入用関係史料は、村によって史料の数に大きな差があり、明治五年までの史料を目録で調べてみると、小川村は四〇〇点、小川新田は九点、鈴木新田は三点、野中野田は〇点、大沼野田は四三点、廻り野田は九七点、合計五五二点の史料がありますが、今回収録したのはこの内二三点です。基本的には一年間の村の諸経費に関する内訳と総合計を書上げた史料を中心に収録し、村入用割合帳及び定率割や当座入用等の臨時入用、村の諸経費に関する内訳の記載のないもの、欠損史料などを除外しました。

村入用の記載内容については、「村入用の費目は一般に、村役人給料・出張費・会合費・筆墨紙代などであるが、祭礼・宗教行事の費用のほか、土木・水利の普請や治安に関する入用・人足賃があり、広義の村入用には夫役・国役・助郷役、年貢納入の費用も含まれる場合がある。」（『国史大辞典』吉川弘文館）とされています。このことから分かるように、村入用を調べることによって年貢の他に村でどのような経費が必要であり、どのような生活をしていただのかを知ることができます。

また、村入用帳の成立時期については、神崎章利「村入用帳について」に「村入用帳が確立する時期、それは地域によって違うが一つには貞享・元禄期頃なのではなかろうか」（日本古文学学会編『日本古文学論集 12 近世Ⅱ』吉川弘文館 418ページ所収）とされているように、元禄期以前の村入用帳の存在は数少ない上に、村入用帳と記されているものがほとんどないことを考えると、史料1「元禄十五年惣村入用帳」は大変貴重な史料であると言えます。

以上のことから、本史料集に収録した史料の概略について触れ、村の生活の一端についてまとめてみたいと思います。

二、小川村の村入用帳

小川村の村入用帳については、伊藤好一「小川村の村入用帳と村入用について」（『武蔵国多摩郡小川村村入用帳の研究』明治高等学校 昭和29年）の研究がありますが、ガリ版刷りで学校の内部資料として配布されたものようです。内容的には「村入用帳の形式」「村入用帳の内容」「村入用の負担」の三章から構成され、36ページに亘り詳細な分析が行われています。

しかし、一般の流通ルートには載らなかったものなので、前掲書『日本古文学論集 12 近世Ⅱ』の村入用帳関係論文にも紹介されていません。このような事情から、早い時期に研究されたもののその後の研究にも活用されていないので、改めて小川村の村入用帳の概略についてまとめてみたいと思います。

1 村入用帳の種類

小川村の村入用帳は大きく分けて一年間の村入用を書上げた年中村入用帳と一年間を三期に分けて書上げた期間村入用帳があります。期間村入用帳は安永九年（一七八〇）から見られるもので、村入用割合帳・村入用立合改割合帳・村入用取調帳等と記されており、本史料集には収録しませんでした。

今回収録したのは年中村入用帳ですが、年中村入用帳も三種類に分けることができます。一つは村入用帳と村入用夫銭帳です。小川村の村入用帳は元禄十五年（一七〇二）「惣村入用帳」が現存する最古のもので、文政十二年（一八二九）三月の「去子村入用帳」まで二十二冊存在し、嘉永三年（一八五〇）三月から明治四年（一八七一）四月までは「村入用夫銭帳」という名称が使われていますが、内容的には同じものです。但し、元禄十五年「惣村入用帳」は名称は村入用帳ですが、内容的には最後に各人の出銭高を書き上げていますので村入用立合改割合帳に含まれるものです。村入用帳は基本的に三月に作成されており、前年一年分の村中諸入用の経費を十二月に費目別に書き上げ集計したもので、名主・組頭が帳面に仕立てて、村中の百姓が立ち会って割合勘定した帳面です。

もう一つは村入用立合改割合帳・村入用立合改帳・村入用立合改割合帳等です。これは基本的に十一月か十二月に作成されており、当年一年分の村入用について諸入用別の経費を書き上げ、惣反別に割って一反当たりの出銭高を決め、各人の出銭高を書き上げた帳面です。宝永六年（一七〇九）「当年分当村惣入用改割貫キ帳」から延享四年（一七四七）十二月「村入用立合改割合帳」までは小割帳の名称が使われ、宝暦二年（一七五二）十二月「申村入用立合改帳」から寛政十年（一七九八）十一月「午村入用立合改帳」までは改帳、享和元年（一八〇一）「酉年中村入用立合改割合帳」からは改割合帳となっています。

三つ目は村入用立合改出帳です。これは安永六年（一七七七）から八年までの三点しか存在しませんが、名称は村入用立合改帳

と類似していて標題だけでは区別が付き難く、安永六年十一月「酉村入用立合改出帳」は前半が村入用立合改帳と同内容で、後欠文書ですのではなおさらです。しかし、後の二点には諸入用別の経費や各人の出銭高の書上げはなく、享保九年（一七二四）十二月「辰村入用立合改小割貫帳」から享保十二年（一七二七）十二月「未村入用立合改小割帳」のように、いつ、どれだけの金銭を、何のために使ったかが記されており、村入用の必要経費に関する記録を書上げた帳面です。

2 村入用帳の記載内容

村入用帳の種類や時代によって記載内容の違いが見られますが、本史料集に収録した三十八年分の村入用帳を見てみると、記載順序に違いがあるものの毎年の記載内容は十二項目以内に分けられています。伊藤好一氏は前掲の論考で、1 事務費、2 会議費、3 人件費、4 出張費、5 警察費、6 土木費、7 産業費、8 用水費、9 玉川上水保護費、10 鷹場費用、11 鮎費用、12 交際費に分類していますが、現代の経理概念で区分すると却って分かり難いものになってしまうように思われますので、原資料の表記に沿ってまとめてみると次のようになります。

【小川村村入用帳の記載内容項目一覧】

- ①役人等の江戸出府御用等の経費
- ②鷹場御用に関する経費（猪鹿追散願、御定杭塚・矢来修復、鉄砲拝借、御成御用など）
- ③旅人の日暮宿代（日暮宿貸、警女、座頭、勧化、浪人など）
- ④諸帳簿作成のための筆紙墨代
- ⑤諸勘定のための寄合の経費
- ⑥呑水堰料金
- ⑦玉川上水や用水の橋及び堀の修復費
- ⑧勧化寄進及び警女・座頭への合力の費用
- ⑨年貢納入等の人馬の駄賃
- ⑩名主給
- ⑪定使給
- ⑫関東取締出役の道案内の経費
- ⑬その他（高札・鷹場杭の修復、井戸浚、火番小屋、災害など）

村入用帳と比べると村入用立合改帳の記載内容は意外に少ないのに驚きます。村入用帳の入用は十二項目程度に分かれているのに対し、村入用立合改帳は五～六項目程度であり、前にまとめた①～④と⑨及び⑥や⑧が記され、⑩や⑪は全く記されていません。しかも、史料 46 の安永八年（一七七九）の村入用立合改帳からは項目ごとに入用が書上げられず、総額が一本にまとめられて記されるようになります。

3 村入用帳に残された歴史的な記録

このように村入用帳は記載内容が形式化され、入用経費と各人の負担額が記された帳簿のために史料集として刊行されることの少ないもののように思われます。しかし、よく見てみると貴重な記録が残されていることが分かりますので、ここでその中のいくつかをご紹介します。と思います。

①鷹場杭と鷹狩

享保七年（一七二二）から慶応四年（一八六八）までの村入用帳及び村入用立合帳には「尾州様御鷹場御願等入用」が記されています。これは、享保七年十二月「寅村入用立合改小割帳」に「当村原付二而別而猪鹿狼多出作毛を荒シ候ニ付、尾張様御役人中迄猪鹿追御免願上追申候得共、散シ不申候ニ付御代官様へ鉄砲拝借願上尾張様御役人中えも相願申候、惣而猪鹿追鉄砲拝借仕并返上四月一日より七月晦日迄、名主組頭百姓江戸井田無村前沢村へ罷出候小遣人馬雑用其外諸入用」と記されているように、小川村の周りの原野には猪鹿狼が多く作物を荒らすので、四月一日から七月晦日までの間鉄砲を拝借して追い散らすために、代官所と尾張家役人に猪鹿追散願を出し、名主組頭百姓などが鉄砲の拝借・返上等に江戸の代官屋敷や田無村・前沢村の尾張家鷹場役人の所へ出掛ける時の人や馬にかかる費用ということになります。しかも、このことは宝永六年（一七〇九）十二月「当年分当村惣入用改小割貫キ帳」に、「当丑年御 公儀様より猪鹿威鉄砲御免ニ付村中惣百姓出銭仕鉄砲式廻詰調」と記されているように、公儀の許可を得てこの年に全員でお金を出し合って調達したものであり、享保二年（一七二七）に尾張藩の鷹場が再興される以前から続いている制度であることが分かります。

史料5の享保七年（一七二二）十二月「寅村入用立合改小割帳」には、三月三日の所に「御上水御高札三ヶ所、御鷹場御定杭六

ケ所、尾張様御鷹場杭六ケ所、右十五ケ所やらい破損竹なわ等入用」と記され、史料7の享保九年（一七二四）十二月「辰村入用立合改小割貫帳」の十一月の所には「御上水御高札御鷹場塚やらい十五ケ所つくり縄竹入用」と記されています。このことから、玉川上水端の三カ所に高札があり、鷹場杭は將軍家と尾張家の分が各六カ所あって塚が築かれていたようで、これらは縄で結んだ竹矢来で囲われていたことが分かります。また、史料9の享保十二年（一七二七）十二月「末村入用立合改小割貫帳」の三月の所には「御定杭土下朽候書上ケ」と記され、十一月の所には「尾張様御石杭四本御立替やらい竹縄こも諸色入用」と記されています。このことから、尾張家の鷹場杭は享保十二年十一月に石杭に立て替えられ、本数も六本から四本に減ったことが分かります。

鷹場については史料集第二十一・二十二集として刊行しており数多くの史料がありますが、鷹狩りの記録はほとんど見当たりません。しかし、その貴重な記録が当史料集に記録されていますのでご紹介しましょう。史料10の享保十三年（一七二八）十二月「申村入用立合改小割貫帳」には「猪かり御用ニ付せこ人足才料名主組頭罷出候節小遣諸入用等」として錢七百四拾七文、史料12の享保十九年（一七三四）十二月「寅村入用立合改小割貫帳」には「尾州様御鷹場者御用并御成之節名主組頭百姓度々御用」として錢壹貫百拾四文、史料21の寛延三年（一七五〇）十二月「午村入用帳」には「尾州様御成之節御用人馬買立代」として錢六貫文が記され、史料25の宝暦四年（一七五四）十二月にも同様の記録があり錢四貫百拾六文が記されています。この内享保十九年（一七三四）の御成と宝暦四年（一七五四）の鷹狩りは「尾州藩の御鷹野と鹿狩について」（『多摩のあゆみ第五十一号』で紹介したもので、享保十九年（一七三四）は十一月二十一日から十二月五日までの十五日間に尾張宗春が御成になったものです。宝暦四年は二月三日から二月十六日までの十四日間に尾張宗睦が御成になったものですが、享保十三年（一七二八）の猪狩りと寛延三年（一七五〇）の鷹狩りは未確認であり、今後改めて尾張藩の御記録を調べ直さなければならぬ貴重な記録です。

②玉川上水の高札

鷹場杭の関係で玉川上水の高札についても触れましたが、三カ所あったことが記されています。この高札は、史料集第二十三集の管理に収録されている元禄七年（一六九四）七月の史料3によればこの年に立てられたもので、当初から三カ所あったことが分かります。また、第一集に収録されている正徳三年（一七一三）八月の村明細帳にも記されており、「是へ御上水御高札橋々ニ御上水御奉行様より御立被い成候」とあることから、上水奉行によって玉川上水の橋三カ所に立てられたとされています。

しかも、立てられたその年の内に引き折られて玉川上水に投げ込まれ、二度目は宝永五年（一七〇八）十月に紛失しています。そして、史料7の享保九年（一七二四）十二月「辰村入用立合改小割貫帳」には、「辰拾月十五日御上水御高札失申候ニ付羽羽代田大木戸へ注進致、其上方々相尋候得共弥相見へ不申候ニ付、御奉行様并玉川庄右衛門殿清右衛門殿へも名主組頭三人罷出候節人足人馬雑用小遣」と記されていて、享保九年十月には三度目の高札紛失事件が起き、名主弥一は組頭三人を伴って上水奉行と玉川庄右衛門・清右衛門方にも届出に出向いています。

村入用帳には享保七年（一七二二）三月三日には「御上水御高札三ケ所」、享保十一年（一七二六）には八月十日に「御上水御高札新規御建替被二仰付一」、八月に「御上水新規御高札式ケ所建候やらい竹なわ等入用」、九月四日に「御上水古高札古柱三本御奉行三太夫様へ指上」とあります。また、享保十九年（一七三四）五月と宝暦十年（一七六〇）の村明細帳にはほぼ同文の記録があって、玉川上水の高札は二枚で「当村上下之橋際ニ有、町奉行様より御建被い遊候」と記されています。このことから、玉川上水の高札は元禄七年に橋際三カ所に立てられ、享保十一年（一七二六）八月には古い高札三本は奉行所に返され、上下二カ所の橋際に新規に立て替えられたことが分かります。この状況は宝暦十年まで変わらなかったようで、寛政三年に完成した『上水記四 玉川上水羽村より四谷大木戸水番屋まで絵図』には、小川橋際の北西の角と久右衛門橋と大沼田新田分水口の間の南側上水端に高札の絵が描かれていますので、玉川上水の高札は享保十一年（一七三四）以降この二カ所に立てられていたものと考えられます。しかし、高札の場所は「当村上下之橋際ニ有」と記されているわけで、橋際でないこの場所に描かれているのは不思議です。このことについては、次項の橋の修復で謎解きを試みたいと思います。

③橋の修復

高札が立てられていた場所が玉川上水端の橋際だったことから橋に関係があり、史料集第二十三集には橋普請の史料も収録しているのですが、意外に分からないことが多いのが現実です。そこで、本史料集に収録した村入用帳の記録を年表にまとめてみると次のようになります。

【表1】 小川村村入用帳にみる橋修復等の年表

年月	記事内容
----	------

享保7. 3. 3	御上水御高札三ヶ所
享保8	呑水渴水之時分村中ニ而汲申候井村中ニ而三ヶ所浚申候井戸堀手間代夫持方諸入用
5. -	野火止御水道何者仕候哉せきを仕り水留メ申候ニ付御上水御奉行様え被レ為レ召水留候者御詮儀被レ遊
享保11. 8. 10	御上水御高札新規御建替被ニ仰付一
8. -	御上水新規御高札式ヶ所建候やらい竹なわ等入用
9. 4	御上水古高札古柱三本御奉行三太夫様へ指上
享保12. 3. 10	坂上之橋端口くすれ候ニ付つくろい申候杉丸太葉さゝ長そたしからみ竹等入用
3. -	麦作雪ぬけ御見分願状組頭御役所へ差上候節入用
12. 6	坂上之御上水橋損シ候ニ付かけかへ入用
享保13	上水干候ニ付呑水無ニ御座一井戸つるへ縄桶板おけや手間わら代等
	大霜降蕎麦皆損仕り
享保19	坂上府中橋破損修復入用
	冬中名主組頭夜廻り其外火之用心相談等ニ付諸入用
元文2	世間物惣ニ付番人差置候こや普請并竹欠四ヶ所番屋相渡候入用
元文3	番小屋修覆等諸入用
延享3	丑冬火ノ番こ屋作り破損惣而火用心ニ付諸入用
	玉川御上水ノ上板橋三ヶ所掛替其外野火留堀橋詰修覆等
寛延3	玉川御上水通橋并野火止用水橋其外村内呑水堀之橋午年中修覆掛替入用
宝暦元	玉川御上水通橋并野火止用水橋其外村内呑水堀之橋未年中修覆掛替入用
	村中五ヶ所火番所普請入用
宝暦2	玉川御上水通橋并野火止用水橋其外村内呑水堀之橋申年中修覆掛替入用
	村中五ヶ所火番所普請入用
宝暦4	玉川御上水通橋并野火止用水橋其外村内呑水堀之橋戌年中修覆掛替入用
宝暦13	村方火之番小屋葺替ニ付萱代
明和元	呑水堀橋破損ニ付入用
明和2	上水堀板橋式ヶ所修覆ニ付木挽代并入用之分
安永7	道橋取繕等
寛政5	呑水渴水之時分村中ニ而汲申候井戸三ヶ所浚申候井堀手間代扶持方諸入用
	玉川御上水通橋并野火止用水橋其外村内呑水堀之橋修覆入用
享和元	玉川御上水通橋并野火止用水橋其外村内呑水堀え掛候橋修復入用
享和2	玉川御上水通橋并野火止用水橋其外村内呑水堀え懸候橋々修復入用
享和3	玉川御上水通橋并野火止用水堀通橋其外村内呑水堀之橋都而御上水之儀ニ付相懸候入用
文化5	当村方上水通橋并野火留用水橋其外村内呑水堀之橋修覆入用
文化6	玉川御上水通橋并野火留用水橋其外村内呑水堀之橋修覆入用
文化10	玉川御上水通橋并野火留用水橋其外村内呑水堀之橋修覆入用
文化14	玉川御上水通橋并野火留用水橋其外村内呑水堀之橋修覆入用
文政2	玉川御上水通橋并野火留用水橋其外村内呑水堀之橋修覆入用
文政6	玉川御上水通橋々并野火留用水橋其外村内呑水堀橋修覆入用
文政7	玉川上水通橋并野火止用水橋其外村内呑水堀橋々修復入用
文政8	玉川上水通橋并野火留用水橋其外村内呑水堀橋々修復入用
文政9	玉川上水通橋并野火止用水橋其外村内呑水堀橋々修復入用

文政 10	玉川上水通橋并野火止用水其外村内呑水堀橋々修覆入用
文政 12	玉川上水通橋并野火止用水橋其外村内呑水堀橋々修覆入用
嘉永 3	玉川上水通橋并ニ野火留用水橋其外村内呑水堀橋々修覆入用
嘉永 5	玉川上水通橋并ニ野火留用水橋其外村内呑水堀橋々修覆入用
安政 2	玉川御上水通橋并ニ野火留用水橋其外村内呑水堀橋々修覆入用
安政 4	玉川御上水通橋并ニ野火留用水橋其外村内呑水堀橋修覆入用
安政 6	玉川御上水通橋并ニ野火止用水橋其外村内呑水堀橋修覆入用
安政 7	玉川御上水通橋并ニ野火止用水橋其外村内呑水堀橋修覆入用
文久 3	玉川御上水通橋并ニ野火止用水橋其外村内呑水橋修覆入用
元治元	玉川御上水通橋并ニ野火止用水橋其外村内呑水橋修覆入用
慶応 2	玉川御上水通橋并ニ野火止用水橋其外村内呑水堀橋修覆入用
慶応 4	玉川御上水通橋并ニ野火止用水橋其外村内呑水堀橋修覆入用
明治 3	玉川御上水通橋并ニ野火止用水橋其外村内呑水堀橋修覆入用
明治 4	玉川御上水通橋并ニ野火止用水橋其外村内呑水堀橋修覆入用

この年表には載せませんでしたが、橋修復の記録は享保八年（一七二三）と安永元年（一七七二）から五年までの五か年を除いて毎年記録されています。また、年表を見ていただくと分かるように、寛政五年（一七九三）以降の橋修復の記事はほとんどパターン化され、「玉川御上水通橋并野火止用水橋其外村内呑水堀の橋修覆入用」と記されています。橋の修復が恒常化していた結果だと思われませんが、具体的な事例が記載されていないので、いつ、どのような修復が行われたのかも不明です。

そこで、具体的な記述に焦点を当てて見てみると、**史料9** 享保十二年（一七二七）十二月六日には「坂上之御上水橋損シ候ニ付かけかへ」、**史料12** 享保十九年（一七三四）には「坂上府中橋破損」、**史料18** 延享三年（一七四六）には「玉川御上水ノ上板橋三ヶ所掛替」、**史料35** 明和二年（一七六五）には「上水堀板橋式ヶ所修覆」と記されています。玉川上水の橋については史料集第二十三集の角解題で触れましたように、ここで坂上之御上水橋及び坂上府中橋と呼ばれているのは、延宝二年（一六七四）頃の小川村地境図に描かれている鎌倉街道に架けられていた橋で、府中橋と呼ばれていたものと思われます。府中橋は鎌倉街道の衰退に伴って消滅し、府中街道の久右衛門橋はその座を明け渡すこととなります。

しかも、前項で触れた久右衛門橋と大沼田新田分水口の間の南側上水端に描かれた高札の謎は、ここに鎌倉街道が通りそこに架けられていたのが府中橋だとすれば、この謎は解けるのではないのでしょうか。このことによって、玉川上水の高札は上の分が小川橋際の北西の角に、下の分が府中橋の南側に立てられていたということになります。

④井戸浚

史料集第二十八集に大沼田新田の井戸の史料を二点収録しましたが、玉川上水と分水に関する史料が膨大に存在する中で、井戸に関する史料は村明細帳にも記述がなくほとんど残されていません。このことから、**表1**の年表に載せた史料は大変貴重な史料と言えます。

中でも**史料6** 享保八年（一七二三）と**史料54** 寛政五年（一七九三）には村司文の「呑水渴水之時分村中ニ而汲申候井村中ニ而三ヶ所浚申候井戸堀」という記録があるのは注目されます。このことにより、小川村には享保八年に井戸が三ヶ所あり、寛政五年までこの状況に変化がなかったことが確認できます。そして、その井戸は飲み水である玉川上水や小川分水が渴水した時に村中で汲むものだった事が明らかです。村明細帳によれば、享保五年（一七二〇）の小川村の家数は二〇〇軒、人数は八八八人、馬一五三疋ですから、渴水時には九百人近い人数の飲み水を僅か三ヶ所の井戸で賄っていたことが分かります。この生活に欠かせない大切な井戸を維持するためには、時々井戸浚をする必要があったということです。

このように、井戸が渴水時の飲み水として使われていたということからも、井戸の問題は災害とも密接に結びついています。史料集第十八集に災害に関する史料を収録し、角解題に表2として災害の年表を載せましたが、享保十二年（一七二七）三月の「麦作雪ぬけ」の記述については新たに追加する必要があり、翌十三年の「大霜降蕎麦皆損」については同様の記述があることから事実を裏付ける史料として大切です。

三、大沼田新田の村入用帳

1 大沼田新田の村入用帳の記載内容

大沼田新田の村入用帳は小川村と違い、文政年代までと弘化年代のものは基本的に日付順に入用高と項目が記入され、天保年代以降は村入用帳の記載内容項目が整理され、年中の入用高が集計されていきます。史料146 嘉永六年（一八五三）の村入用の記載内容をみると、名主給、定使給、筆紙墨代、警女遣銭、水油蠟燭代、年貢勘定之節節雑用、座頭遣銭、旅僧遣銭、諸勸化遣銭、取締御用諸入用、人別上納入用、尾州様見廻方昼食、廻状継立蠟燭代、取締組合道案内給分、栗林御用入用、御普請方宿泊代、年貢納入用の十七項目が記されています。しかし、この内容は年々変化しており、基本的に毎年記入されているのは名主給、定使給、筆紙墨代、警女・座頭遣銭、水油蠟燭代、年貢勘定之節節雑用、諸勸化遣銭、取締御用諸入用、鷹場御用、役人御用の入用、年貢納入用の十一項目といったところです。

小川村と比較してみると、大沼田新田には旅人の日暮宿代、呑水堰料金、橋・堀の修復費がなく、水油蠟燭代が入っているのが特徴と言えます。これは村の違いによるもので、小川村に日暮宿代の項目があるのは、青梅街道沿いで交通量も多く『御岳菅笠』にも描かれているような宿屋や木賃宿があったために日暮れて行き暮れた者が宿泊することがあり、金銭に余裕のない者を泊めた場合村人の合力によって賄う必要があったからだと思われます。次に、呑水堰料金は享保以後に開かれた新田には課せられていないので、大沼田新田にこの項目がないのは当然です。橋・堀の修復費については玉川上水沿いの村との違いと考えられ、大沼田新田の村入用帳も寛政六年（一七九四）には「樋口普請入用」（史料118）が、寛政七年（一七九五）には「村内橋懸代」（史料119）、寛政十年（一七九八）には「堀普請入用」（史料120）が書上げられています。また、水油蠟燭代は小川村では役人御用等の経費に含まれているものと考えられます。

2 大沼田新田に訪れた通行人たち

小川村に日暮宿代の項目があるのは青梅街道沿いで交通量も多かったからだと書きましたが、大沼田新田も狭山丘陵沿いの村々と田無村を結ぶ江戸街道沿いの村ですから、狭山丘陵沿いの村々から江戸往還のための道として使われていたことは間違いないと思います。しかし、村入用帳を見てみるとそれだけではなく意外に多くの通行人たちの存在が浮かび上がってきます。それは、警女・座頭・浪人・舟頭物賞・旅僧・勸化といった合力や勸化の人たちで、大沼田新田の村入用帳が文化七年（一八一〇）を除いて安永二年（一七七三）から文政八年（一八二五）までの間入用項目を詳細に記録してくれていることによって、その人数や支払った金額等が分かりますので、次の表2をご覧ください。

【表2】 大沼田新田村入用帳にみるごぜ・座頭・浪人及び勸化

年代	ごぜ座頭	警女	座頭	浪人	舟頭	旅僧等	勸化
安永元年		○					
安永2年		6	3				2
寛政6年	500文						
寛政7年	500文						
寛政10年	500文						4
寛政12年	500文		1				3
享和元年	500文		3			1	3
享和2年	500文			6			8
文化元年	500文				1		7
文化4年	500文			11			5
文化6年	500文			23			3
文化7年	500文			640文			2,336文
文化11年	500文			38			2
文化13年	500文			50	4	1	10
文政3年	500文			24		1	4
文政4年	500文			30		2	6
文政5年	500文			35			6

文政7年	500文			30		1	9
文政8年	500文			50		1	13
天保8年		1,000文	667文				1,124文
天保11年	1,000文						1,944文
弘化2年		1,000文					1,733文
弘化3年		1,000文	356文				2,508文
嘉永元年	1,200文						1,120文
嘉永2年		1,200文	144文			座頭に含む	1,772文、銀8匁
嘉永3年		1,200文	208文			座頭に含む	3,456文
嘉永4年		1,200文	164文			座頭に含む	2,924文
嘉永5年		1,200文	364文			座頭に含む	2,048文
嘉永6年		1,200文	188文			364文	1,616文
安政元年		1,200文	180文			124文	3,063文、金1分、 銀1.73
安政4年		1,200文				228文	1,048文
安政6年		1,200文	旅僧に含む			180文	3,572文
安政8年		1,200文	132文			312文	1,560文、金1朱
文久2年		1,200文	旅僧に含む			484文	3,600文
元治元年		1,200文				840文	1,900文
慶応元年		1,200文	旅僧に含む			264文	金1朱、銀15匁
慶応2年		1,200文					1,872文、金1分1匁
慶応3年		1,200文	勸化に含む			勸化に含む	4,664文、金1分、 銀8匁

警女・座頭・浪人・舟頭物賞・旅僧・勸化といった通行人たちの実態はあまり知られていません。それは、村入用帳が数多く残っている小川村や廻り田新田では諸勸化として年間経費の合計が記されているに過ぎず、ほとんどの場合大沼田新田のように詳細な記録が残っていないからです。

表2を見てみると、これらの人たちに村では村入用として一括して支払っており、年によって来る人数も支払う金額も違うことが分かります。しかし、寛政六年（一七九四）以降には、警女・座頭には毎年定額が支出され、特に警女については、一度も個別の支出がされていません。そして、天保十一年（一八四〇）と嘉永元年（一八四八）を除き、天保八年（一八三七）以降座頭と分離されて警女だけが定額で支出されるようになります。この警女・座頭の入用は寛政から文政までは年に五〇〇文ですが、天保からは警女だけでも一〇〇〇文となり、嘉永以降は一二〇〇文が計上されています。

また、事例としては少ないのですが、安永二年（一七七三）と享和元年（一八〇一）には警女・座頭に個別に支払った記録がありますので、一人当たりどのくらい支払っていたのかを見てみると、安永二年には警女が一人三文、座頭が一人六文、享和元年には座頭が一人二十四文になっています。明らかに警女は座頭の半分の金額しか支払われていないにも拘わらず、警女・座頭の入用が分離された弘化三年（一八四六）と嘉永二年（一八四九）以降の金額を比較してみると、座頭が圧倒的に少ないことが分かります。このことから、大沼田新田では警女が特別に保護されていたのではないかと考えられます。しかし、宝暦六年（一七五六）と寛政十一年（一七九九）の村明細帳及び天明六年（一七八六）の家数人別帳にも警女・座頭はいないと記されていて、大沼田新田には警女の存在が確認できません。近くでは小川村の文政四年の村明細帳に座頭一人と警女一人が記され、寛政十二年（一八〇〇）の史料121の十月七日に「一百文 小川村座頭二遣申候」と記されています。

このように、警女・座頭に毎年一定の金額を支払っていますが、史料122に「甲州座頭くわんけ」が記されているのみで、これらの人たちがどこから来たのかもほとんど不明です。しかし、寺社の勸化については具体的な記述がありますので勸化先が分かります。

そこで、大沼田新田の村入用帳をしてみると、具体的な勧化先が記されている事例が七十八件あります。この内、足立郡馬内村は埼玉郡馬内村(もないむら)、内堀村常覚院は『東大和市史』に修験寺院として掲載されている宅部附の常覚院のことと思われ、「指田日記」の安政六年(一八五九)十二月九日に「内堀の常覚院を頼み修羅加持をなさしむ」とあることから、内堀村は宅部附内堀のことだと思われます。これらのことから、地名の確認できない古麴村を除いた七十七件については国名が判明しましたので、表3「大沼田新田村入用帳こみる勧化先国別一覧」を作成しました。

【表3】 大沼田新田村入用帳にみる勧化先国別一覧

	1	2	3	4	5	6	小計
出羽国	最上諏訪明神	諏訪明神	湯殿山大日寺				3
上野国	一ノ宮	館林愛宕	永徳寺				3
常陸国	筑波山	筑波大神宮	筑波山御師	筑波山	水戸府中明神	鹿嶋大神宮	7
	筑波山大神宮						
武蔵国	六合大師	三峯山石坂	秩父観音	秩父観音	一ノ宮	一ノ宮	16
	秩父三峯道普請	片山村法台寺	千住宿金毘羅	一ノ宮	馬内村秋葉	高萩村八幡宮	
	新田明神	藤窪村地蔵	与野宿西宮	高萩村八幡			
江戸	深川霊岸寺	愛宕	王子稲荷	赤坂氷川明神	妻乞稲荷	深川海福寺	6
多摩郡	田無村持宝院	中藤村寺	関村神国院	山口観世音	山田村能満寺	連雀村山伏	18
	久米川村橋	広袴村妙金院	清戸村山王	布田宿安楽寺	清水村法印	府中一ノ宮	
	布田宿安楽寺	布田宿安楽寺	内堀村常覚院	宇津貫村十二天明神	布田安楽寺	布田安楽寺	
相模国	相善寺						1
上総国	白幡村大正寺						1
下総国	山伏	香取明神					2
甲斐国	諏訪大明神	御岳山	甲州観音	善光寺	東宮大権現	高尾山	6
信濃国	善光寺	諏訪明神	諏訪明神	木曾駒岳山宝室寺	木曾宝室寺	駒岳	6
美濃国	八草大明神	八平明神					2
三河国	秋葉山						1
伊勢国	浅間	浅間岳					2
山城国	嵯峨法輪寺	桂姫宮					2
大和国	当麻中将姫						1
紀伊国	熊野	熊野	熊野山				3
岩見国	金光院						1
伊予国	弘法大師施宿堂						1
合計							82

※ 古麴村という地名は確認できない

この表からも分かるように、北は出羽国から西は岩見国までの十七か国から勧化に来ています。最も多いのは近隣の多摩郡からで十八件、武蔵国全体では三十八件となっています。この中でも布田宿の安楽寺は五回も勧化に来ていて、毎回三〇〇文から四〇〇文計上されており、他と比較して最も高額の勧化銭を差し出していることから信仰の篤さが分かります。武蔵国以外では筑波山大神宮から五回、木曾駒岳山宝室寺から三回、熊野から三回来ていて目立っています。

寺社の勸化を除くと一人当たりの勸化の金額はあまり変わりませんが、人数が多いのが浪人です。享和二年（一八〇二）の六人をはじめとして徐々に増え、文化十三年（一八一六）には五十人になっています。その後は三十人前後で推移していますが、文政八年（一八二五）には再び五十人を数え、その支出高は六一二文となっています。寺社の勸化と比較しても圧倒的に浪人の数の多さが目に付きます。この浪人が天保八年（一八三七）の**史料137**に座頭と浪人合わせて六六七文が計上されているのを最後に記録されなくなります。このことは大沼田新田だけのことではなく時代の流れもあると思われるので、次に時代の流れを調べてみたいと思います。

まず、『牧民金鑑』によって浪人に関する史料を当たってみましょう。安永三年（一七七四）十月には「近年浪人など、申、村々百姓家ニ参合力を乞、（中略）品々難題を申懸、合力銭余慶わたり取候段粗相聞、不届之至候、（中略）勿論可様申候共、決而止宿不為致、苗字帯刀いたし候ものへ、一銭之合力も致間敷候」と記されていて、この頃になると浪人が村々を廻り合力を求めて金銭をねだっているが、何を言っても決して泊めたり金銭を出したりしてはならないという触れを出しています。しかし、文化九年（一八一二）六月には「浪人体之者村々を徘徊いたし、合力止宿を乞、（中略）安永三年相触候処、近来帯刀いたし候浪人体之もの、所々江大勢罷越、村方之手ニ及ひかたく、令難儀候段相聞候」と記され、村々を徘徊する浪人が増えて合力止宿を要求されていることが分かります。大沼田新田で浪人への合力が記録されるのは享和二年（一八〇二）ですが、この触れが出された文化期には浪人が増加の一途を辿っています。そして、天保十四年（一八四三）七月には「浪人体之もの存々多く徘徊致し、ねだりがましき儀等申懸候義ニ付而者、前々相触候趣も有之候処、近年右党之者致横行、村々及難儀候趣粗相聞、右者百姓共心得違を以、聊宛之合力を与へ為立退、又者止宿をも為致、」と記されているように、この頃になると村々に合力や止宿を求めねだりがましい要求をする浪人が横行し、実際に村々でも浪人の要求に応じて合力や止宿をさせていたことが明らかです。このように、村々を徘徊し合力や止宿を求める浪人が増え続ける中で、大沼田新田では天保十一年（一八四〇）以降村入用帳に浪人への合力が計上されなくなるのは謎ですが、次の廻り田新田の村入用帳の章で紹介する**表4**にも見られるようにこの頃に浪人が来なくなったわけではなさそうです。

このように、大沼田新田の村入用帳を調べることによって、多い時は年間六十人を超える寺社の勸化や浪人の合力といった旅人が来訪していたことが分かり、人の交流が図られていた実態を知ることができます。

四、廻り田新田の村入用帳

廻り田新田の村入用帳は、明和七年（一七七二）から明治三年（一八七〇）までの一〇〇年間に七十七点の史料が残っており、小川村や大沼田新田と比べて経年変化を知るためには貴重な史料と言えます。

村入用帳の名称について見てみると、村入用小害帳や村入用覚帳及び村入用小前書上帳といった名称も見られますが、明和七年（一七七二）から文政十年（一八二七）までは基本的に村入用書上帳、文政十一年以降は村入用夫銭書上帳となっています。また、村入用帳の記載は最初の明和七年は十二項目に分けられていますが、翌明和八年からは次の五項目になっています。

【廻り田新田村入用帳の記載内容項目一覧】

- ①役人等の江戸出府御用等の入用
- ②尾州鷹場入用
- ③年貢納入用
- ④筆紙墨代入用
- ⑤諸勸化入用

しかし、これらの五項目が全て記入されているわけではなく、安永七年（一七七八）までは①から④までが記入され、安永九年（一七八〇）からは③が①に含まれて新たに⑤が記入されるようになります。したがって、廻り田新田の村入用帳は基本的に四項目に分けて一年間の入用高が記されている簡単な内容で、大沼田新田のような詳しい内容の分析はできません。

但し、村入用控帳と記されている**史料210・216・218・220・222・224**の六点の史料は、日付ごとに入用が記されたものであり、弘化四年（一八四七）以降のものであることもあって大沼田新田の補足ができますので次の**表4**「廻り田新田の合力と勸化」をご覧ください。

【表4】 廻り田新田の合力・勸化

年代	合力	勸化
----	----	----

弘化4年	行者	48文	甲斐堀八幡宮	200文
	盲人	12文	布田宿安楽寺穀代	200文
	合力	12文	香取神主	100文
	盲人	12文	勸化	48文
	虚無僧	100文	遅井村八幡宮	200文
	盲人	12文	御免勸化	100文
	盲人	48文	小石川白山御免勸化	200文
安政4年	盲人	12文	中嶋	200文
	虚無僧	200文	三州桑名村広忠寺	100文
	浪人泊り	100文	三州八幡御免勸化	100文
	浪人泊り	100文	上州一ノ関	100文
	盲女2人	100文	信州諏訪御免勸化	44文
			五百羅漢御免勸化	200文
安政5年	盲人泊り	100文	御免勸化広忠寺	100文
	盲人泊り	48文	安楽寺穀代	200文
	こせ2人泊り	100文	上州一ノ関	200文
	こせ1人泊り	48文	御免勸化	100文
			尾崎村勸物	200文
			浜松諏訪明神	48文
安政6年	こせ1人	50文	小石川白山	48文
	浪人泊り	100文	遠州浜松諏訪明神	48文
	浪人2人泊り	300文	大塚大慈寺	48文
	浪人2人泊り	200文	浅草御免勸化	48文
	合力	12文	遠州浜松御免勸物	48文
	浪人2人	24文		
	旅僧泊り	48文		
安政7年	こせ2人	100文	勝呂住吉明神	48文
	盲人1人	48文	三河成瀬八幡宮	100文
	盲人1人	48文	大宮氷川	118文
	盲人2人	24文	御免勸化	48文
	浪人4人	100文	大塚大慈寺	48文
	浪人1人	48文		
	浪人5人泊り	500文		
万延2年	浪人5人泊り	500文	羽村上水神社	200文
	盲人	16文	浅草幸竜寺	48文
			北野天神	金1朱
			岩殿観音御免勸化	100文
			御免勸化	48文
			大宮氷川	100文
			大塚大慈寺	100文
			遠州浜松御免勸化	48文
文久3年	浪人	48文	安楽寺	200文

	浪人泊り	100 文	遠州諏訪明神	100 文
	盲人	12 文	穴八幡	100 文
			遠州諏訪明神社人泊り	100 文
			御免勸化	48 文
			勝呂神社	32 文
			岩殿	100 文

これを見ると、廻り田新田では盲人・瞽女・虚無僧・旅僧・浪人への合力が幕末まで続いていたことが分かります。この中で虚無僧は勸化と同等の扱いだっただけで、一〇〇文から二〇〇文が支払われています。浪人には一人十二文から一五〇文まで支払われていますが一〇〇文の事例が多いことが分かります。また、盲人や瞽女には一人十二文から五〇文が支払われています。以上のことから、大沼田新田と比較するとその金額と泊まりの多さが目立ちます。特に、安政六年には勸化五人に二四〇文の支払いなのに比べ合力十人に七三四文を支払い、翌七年には勸化五人に三六二文の支払いなのに比べ合力十六人に八六八文を支払っています。これは僅か家数十五軒の廻り田新田が、家数四十六軒の大沼田新田と比較して合力に支払う金額が多過ぎるように思われます。

なお、勸化先の国別を見てみると、具体的に勸化先が記述されている三十七件（国名が不明な中嶋を除く）の中で、武蔵国が圧倒的に多く二十一件（江戸八件、多摩郡六件、その他七件）で全体の六〇%を占めています。その他に目立つのが遠江国の六件と三河国の四件です。遠江国の六件は全て浜松の諏訪明神であることから、浜松の諏訪明神に深い信仰があったものと思われま

五、あとがき

小平市史料集第二十九集は「村入用」をまとめてみました。村で一年間にかかった経費を調べることによって、当時の村人の生活や人の交流について知ることができます。この解題でご紹介した鷹場杭と鷹狩、玉川上水の高札、橋の修復、井戸浚、村に来訪した通行人たち等の実態だけでなく、様々な視点で研究が可能だと思われるので、ご活用いただきたいと思います。

なお、平成五年から十三年間に亘って刊行しつづけてきた小平市史料集も本冊で第二十九集となり、残すところあと一冊になりました。来年度には図書館で刊行する史料集の最終刊として第三十集「交通・運輸」を刊行する予定ですので、ご期待ください。

最後に、昨年度から市民参加による史料集作りに取り組んでおり、今年度も図書館ボランティアの方々に協力をお願いしました。原文の解読を岡田美枝子・加藤とみ・小林正雄・小堀恵美子・鳥毛一陽・羽山淳子・日野久美子・藤井一栄・牟田美津子の各氏にさせていただきました。また、校訂と解題作成は田廣一が行い、印刷のための原稿作成は古文書属印の間形志津子が担当し、岡田美枝子さんと羽山淳子さんに労を煩わしました。関係各位の尽力に感謝します。

平成十八年十二月二十一日

小平市中央図書館